

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	地域福祉課	整理番号	24-5
処分の種類	支援給付の変更、停止、廃止				
根拠法令条例等・条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第62条第3項				
処分の概要	被支援者が、法第30条第1項による施設への入所(委託)決定、法第27条による指導・指示、保護施設の管理規程に従う義務(法第62条第1項及び第2項)に違反したとき支援給付を変更(減額等)、停止、廃止する決定				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽されているため) [参考]中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第62条第3項				
基準の制定根拠	—				